

タイヤ再生（リトレッド）費用等助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、使用済みタイヤを再生（以下「リトレッド」という。）したタイヤを導入した場合、所有するタイヤのリトレッド費用及びリトレッド済みタイヤの取得費用の一部を助成することとし、新品タイヤに比べ製造時における資源量削減や二酸化炭素排出量削減といった、環境対策を奨励することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象製品）

第3条 事業者が所有するタイヤをリトレッドしたものと証明できる製品及びリトレッド済みタイヤを取得したものと証明できる製品とする。

（助成対象）

第4条 助成対象は、令和6年2月1日から令和6年12月末日までに、所有するタイヤ（リースを含む）をリトレッドしたもの及びリトレッド済みタイヤを取得したものとする。

但し、新規入会事業者は、入会日から令和6年12月末日までに導入したものとする。

（助成金額及び助成制限本数等）

第5条 助成金額は、所有タイヤのリトレッド費用（消費税を除く）またはリトレッド済みタイヤの取得費用（消費税を除く）の範囲内で、1本当たり3,000円とする。

助成上限本数は一事業者当たり、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数×4本までとし、上限を200本とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和6年度タイヤ再生(リトレッド)費用等助成実績報告書」により、令和7年2月6日午後5時までに申請を行うものとする。

なお、郵送による申請の場合は、令和7年2月6日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(製品の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった製品が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和4年10月24日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和6年4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末